
令和5年 岐阜市議会定例会 3月 会議録 (第3日)

議事日程 (第3号)

令和5年3月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 3番 武原由里子 議員
15番 土谷 勇二 議員
9番 赤木 貴尚 議員
5番 中原 正博 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (15名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 森 俊介君 | 2番 樋口伊久磨君 |
| 3番 武原由里子君 | 4番 山口 欽秀君 |
| 5番 中原 正博君 | 6番 山川 忠久君 |
| 7番 植村 圭司君 | 8番 清水 修君 |
| 9番 赤木 貴尚君 | 10番 音嶋 正吾君 |
| 11番 小金丸益明君 | 13番 中田 恭一君 |
| 14番 市山 繁君 | 15番 土谷 勇二君 |
| 16番 豊坂 敏文君 | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

- 事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局係長 折田 浩章君
-

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、3番、武原由里子議員の登壇をお願いいたします。

〔武原由里子議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 武原由里子君） おはようございます。本日3月8日は国際女性デーです。国連が定める国際記念日です。労働条件の改善と参政権を求めたデモを行った日と言われています。その成果を祝い、勇気を与える日、「ミモザの日」とも言われる、本日、トップバッターとして一般質問をいたします。通告に従って行います。

まず1点目です。

こども家庭センター「いきいろ」の新設を契機とした壱岐市のこども政策の再構築についてお尋ねします。

2023年4月1日にこども家庭センター「いきいろ」が新設されるということです。これを機に、子供の最善の利益のため、こども政策が抜本的に再構築されることを期待し、次の点について伺います。

1点目、こども家庭センター「いきいろ」の人員体制と年間事業計画について。

2点目、壱岐こどもセンターとこども家庭センターの組織の統合について。

3点目、子ども・子育て会議の委員の再編成についてです。

よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 武原由里子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） おはようございます。3番、武原議員の御質問にお答えいたします。

まず、こども家庭センター設置の経緯についてでございますが、国は、令和4年6月に成立をした「改正児童福祉法」により、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の意義や機能を維持した上で、組織を見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的な相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターの設置を令和6年4月の施行に向けて努めることとされました。

本市におきましても、子ども・子育て支援は喫緊の課題であり、早急に対策に取り組む必要があることから、令和6年4月の国の施行を待たずに前倒して、保健環境部健康増進課に設置している子育て世代包括支援センター「いきいろ」の機能を市民部こども家庭課に設置することとしております。

議員御質問の人員体制につきましては、現在の保健師・看護師・子ども家庭相談員及び支援員の人員に加え、専門的な知見や経験を有する職員などを配置することで、さらに手厚い支援体制が可能となるよう準備を進めております。

次に、こども家庭センター「いきいろ」の年間事業計画につきましてでございますが、具体的な事業計画は、4月以降に新たな体制の下、策定していくこととなりますが、支援が必要な子供や家庭の把握と必要に応じた適切な支援につなぐための取組を強く推し進めてまいります。

また、これまで同様に、子育て世代包括支援センター「いきいろ」が担っていた妊娠から子育て期にわたる母子保健の総合的な相談・支援・健診などに加え、子ども家庭総合支援拠点が担っている児童虐待や、ひとり親家庭をはじめとする子育て世代全般における相談・支援など、これまで以上に連携し、情報を共有することができ、支援が必要な子供や家庭への迅速かつ適切な支援と、児童虐待などの未然防止等に大きな役割を果たすものと考えております。

次に2つ目の、壱岐こどもセンターとこども家庭センターの組織の統合についての御質問ですが、壱岐こどもセンターは、御存じのとおり、障害児等に日常生活での基本的な知識・技能の付与や集団生活への適応訓練を行う児童発達支援や放課後等デイサービスなどを提供する障害児通所支援事業所ですが、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進・子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点の一つでもあり、子育ての悩みや不安、子供の成長に関する相談窓口としての役割も担っております。

これまでも、壱岐こどもセンター、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター「いきいろ」と、それぞれが相談窓口となり、連携しながら支援を行ってまいりました。

今回、新たに設置するこども家庭センターでは、子育て世代包括支援センター「いきいろ」が担ってきた妊娠から子育て期にわたる母子保健の総合的な相談・支援と、子ども家庭総合支援拠点で担っていた児童虐待やひとり親家庭をはじめとする子育て世帯全般における相談・支援を一体的に提供してまいります。

先ほど申し上げましたように、壱岐こどもセンターは地域子育て支援拠点として、子育ての悩みや不安を抱える親子が孤立をしないよう、子育て親子の交流の場を提供するという役割を担っていく必要がありますし、その中で気軽に相談できる場の一つとなるものと考えております。

御質問の組織の統合につきましては、現在の体制と機能を維持しながら、壱岐こどもセンターとこども家庭センター「いきいろ」がそれぞれの役割を担い、これまで以上に連携していくことが子育て世代の支援の充実につながるものと考えております。

次に、子ども・子育て会議の委員の再編成につきましてでございますが、壱岐市子ども・子育て会議設置要綱第3条組織及び第4条委員及び臨時委員の規定において定められております。委員の任期は2年と定められており、現在の委員の残任期間は令和6年3月までとなっております。ですので、現時点では委員の再編成は考えておりません。

諸事情等により委員の欠員が生じた場合などは、壱岐市子ども・子育て会議設置要綱の規定に沿って、今後とも適切に対処してまいります。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 御丁寧に説明いただきました。

まず、1点目の追加の御質問をいたします。今ある芦辺の「いきいろ」の体制がプラスされて、郷ノ浦のほう、今地下で改修が行われている場所になると思いますが、そちらに移動するということの認識でいいでしょうか。

今、人員体制のところ保健師・家庭支援員・人員体制の今の体制がそのまま芦辺のほうの方が全部郷ノ浦に移動して相談業務をされるのかどうか。今が芦辺だけでされていますけれども、保健師さんの数とか、どの程度移動されてくるのかというのが今の説明では分らなかったんで、人数等お知らせください。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

人員体制につきましては、今、現在芦辺庁舎の方で行っております「いきいろ」の母子保健の

担当をされている方が郷ノ浦庁舎のほうで統合をするということで、人数につきましては、私のほうからは今の段階で、私のほうからはまだ人事のことに関わりますので申し上げることはできません。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 分かりました。それでは先ほどの説明によりますと、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対する相談支援ということで、かなりのボリュームのお仕事だと思います。今の「いきいろ」だと3名ぐらいでされていたと思うんですが、それでは到底無理かなど感じておりましたので、どのような人員体制でされるのか、やはりすごく人がいないとこういう相談はできませんので、実際に4月にならないと分らないという御回答ですけれども、ぜひそのあたりきちっと計画もまだということですので、保護者や子どもたちが困らないような体制をぜひ作っていただきたいと思います。

児童福祉と母子保健、一緒になっているということですので、今の子ども家庭課の相談員さんも新しい「いきいろ」のほうに移動して、ワンフロアで相談業務をされるという認識でよかったですでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 現在のこども家庭課に家庭相談員、支援員等おりますので、その2人も含めまして、新しいこども家庭センター「いきいろ」のほうで活動、業務を行っていくこととなります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） はい、分かりました。実際に利用される保護者は、最初かなり戸惑われると思います。広報等をきちっとよろしく願いいたします。

引き続いて2点目ですけれども、実際にこの壱岐こどもセンターとこども家庭センター「いきいろ」と、やっぱり名前だけ聞いたら本当に今言ったように皆さん戸惑われます。どこで何を相談できるとか、先ほどのこどもセンターの説明では、やはり、療育的な場所ですということでしたが、一部、相談業務等もされていますので、やはり利用する保護者の方は、本当にこどもセンターが利用しやすいというお声をいただいています。

なぜかという、今まで「いきいろ」あったんですが、なかなかほかの窓口と同じフロアですので、個別の相談がしづらいということでした。そしてまた子どもを連れて市役所に行って、なかなか相談できない、やっぱり落ち着いてゆっくり話ができない、ほかの来庁者の方に気兼ねをするなどの声がありました。

また、相談に連れていくお子さん以外に、下のお子さん等おられる方、やっぱり一時預かりが

必要なんですが、今の状態ではそれも難しいということで、とても悩んでおられました。そういうときに子どもセンターだとスペースもあって、子どもたちがちょっと遊べるスペースもあって、相談もしやすく、すごくありがたい子どもセンターの存在ありがたいということを聞いておりますので、現段階では統合はないということですが、本来であれば、あの施設をそういう広げた形で壱岐の子育てに対するセンターだという位置づけになればいいなと思って、今回この質問をいたしました。

その中でちょっと現場に行ったんですけれども、実は令和3年4月1日からエレベーターが利用できないと張り紙がありました。以前からちょっと聞いてはいたんですけれども、現場を見て、これは本当にお子さんをもった、障害を持った方や何人も子どもを連れての方は大変だろうなと本当に思いました。そして所長さんに聞きましたら、「いや、ちょっとですね見積もりをしたら三千何百万と言われてですね、もうできないと諦めております。」という御回答で、その分、困難さを人力で子どもを何人かの方は職員が行って抱えるとか、外からのスロープで上がってくるなどの対応をされているということでした。

お金の問題なので、そうすぐにはできないかもしれませんが、もしその統合とか、ここを拠点にするということで整備をしていただければよかったら、そこら辺もできるのかなと思ってちょっと考えておりましたので、もし将来的なところで、あのセンターの役割をものすごくお母さんたちに、また、おじいちゃんおばあちゃんたちも利用されておりますので、無くさないで本当に拠点になってほしいなと思っております。

ちょっと戻りますが一番との兼ね合いで、先ほどの人員配置のときですけど、現在やはり訪問支援という、センターに来てもらうよりも出かける訪問支援を国も言っておりますので、やはり人員体制もう少しプラスしていただけるような形でお願いします。

あともう一つは、来れない、そのセンターに出向けない方も、またいるかと思えます。アウトリーチプラスオンラインでの相談等も、今後検討していただきたいと思っております。

続いて3点目の子ども・子育て会議の委員の再編成についてですが、先ほどの説明では設置要綱にあるということでした。実際に今、要綱では20人以内とあります。しかし、今16人だと思えますが、名簿が公開されておられませんので、ぜひこれは公表が必要かなとは思っております。

実際に聞いたところ条項の中では、ほとんどが現在の幼稚園とか保育所とかの先生とか、保護者にしても市の関係者、半数が市の関係者、公的機関の職員になっているという実態があるということです。その場合、どうしても市の考えに対して疑問があってもなかなか言えないという声もいただきました。やはりこの委員の中には職員さん以外の方もぜひ入れていただきたい、特に公募委員ですね。

これは、壱岐市自治基本条例第18条にもあります。その中には、委員の選任は「全部または

一部を市民からの公募等により行い、市民の多様な意見を反映しなければならない」と書いてあります。ぜひ次回からの委員選定の折には、それも考慮していただきたいと思います。

あと、その3条には、委員以外に外部の専門家の登用もできる、臨時委員を置くことができるともあります。今回、かなり子育て会議でいろいろ議論されていると思いますが、なかなか専門的なところが難しい場合は、やはりこういう臨時委員さんとかを利用されて、外部の方の専門的な意見も聞きながら、計画等をしていただきたいなと思っております。

実際、今、こども家庭庁がもうすぐできますが、一番、こども家庭庁が目指している基本姿勢の中で、やはり子どもの視点、子育て当事者の視点、これが一番だということです。なので、視点が子どもや子育て当事者にとってどうなのかというのを今一度考えられて、実際センターができて、また利用等を当事者が本当に利用しやすいような形に深化させていただきたいと思っておりますので、お願いします。

これらの、本当に国も変化をしているときです。実際、壱岐市もまだ計画の見直し等もあると思いますが、こども政策の基本構想とか理念について、これは次の計画にも大きく関わってくると思いますが、そのあたり、市長の御見解をお願いできますでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 武原議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、総合的な子育て問題について御意見を賜りました。条例もそうですし、委員の宣伝についてもどうぞございますけれども、ただいまの御意見を参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ぜひ前向きに取り組んでいただいて、この島が子育てしやすい、外からでも入って、この島は子育てしやすく、もっともっとそれをアピールして子育て世代を呼び込みましょうと実際言っている方もいらっしゃいます、本当に。なので、そういう方の声も聞き入れていただきながら、それ以上に深化できるような形で、ぜひ前向きにさせていただきたいと思っております。

国も、町の支援からアウトリーチ、外へ行ってということをやっていますので、市役所やセンターで待っているのではなく、困っている方のところに出向いて、ぜひしっかりとそういう声を聞き入れて改善しながら、より子育てしやすい環境を作っていただきたいと思っております。

1番目の質問はこれで終わります。

続きまして2点目です。壱岐市自治基本条例の視点を反映させた行政計画の効果検証並びに情報公開と市民参画の検証について質問いたします。

1つ目です。壱岐市政策市民参加制度（パブリックコメント）実施要綱第7条に基づく意見等

の概要や市の考え、修正内容等の公表の実施についてです。

2点目が、P D C Aサイクルのプロセスにおける評価と検証についての情報公開と市民参画の保障について。

そして3点目が、壱岐市自治基本条例第19条情報公開に基づく市長の交際費の公表・公開をということです。

以上3点です。よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 私のほうからは、1つ目の壱岐市政策市民参加制度パブリックコメントの公表の実施の件、そして2つ目のP D C Aサイクルのプロセスにおける評価と検証についての件について、答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の壱岐市政策市民参加制度（パブリックコメント）実施要綱第7条に基づく意見等の概要、市の考え修正内容等の公表の実施についてでございますが、パブリックコメントの実施に当たっては、対象となる施策等の策定を行う所管部署において、壱岐市政策市民参加制度（パブリックコメント）実施要綱に基づく手続きを行っております。

提出された意見などにつきましては、実施要綱第7条に基づき、意見に対する市の考え方、計画等への反映の有無及びその理由などについて、修正後の計画等と併せて市のホームページに掲載し、原則として公表を行っております。

また、ホームページ上にパブリックコメントという共通のカテゴリーを設けているものの、所管課で独自に作成したカテゴリーに掲載するなど、情報の集約化が図られていない状況がございましたので、今後は政策企画課で情報を集約し、まとめて閲覧できるような見やすいページづくりを行い、意見の募集から結果の公表まで確実に実施されるよう、適切な管理を行ってまいります。

また、意見の募集に当たっては、ホームページのほか、各庁舎での閲覧も可能としておりますので、結果の公表につきましても、同様にホームページを閲覧できない方でも確認できるような方法の検討も進めてまいります。

次に、2つ目のP D C Aサイクルのプロセスの評価と検証の件でございますが、壱岐市自治基本条例第17条に基づく政策評価につきましては、毎年、前年度に実施した事務事業に対する事後評価を行っております。

事後評価は、まず所管部署の自己評価に当たる一次評価を行いまして、このうち対象年度の主要事業に位置づけられた事業や、自己評価で見直しの方針とした事業、新規に開始した事業などの基準によりまして、効果検証が必要と判断した事業を抽出いたしまして、副市長を本部長とす

る壱岐市政策評価推進本部により、二次評価を行っております。

さらに、二次評価の対象とした事業につきましては、壱岐市行政改革推進委員会による外部評価を実施いたしまして、地域住民の視点から事務事業の成果に対する評価・検証を行っていただいております。なお、今年度実施をいたしました令和3年度実施事業の事後評価の対象事業につきましては181事業で、このうち24事業について二次評価・外部評価を実施しております。

評価結果につきましては、ホームページに一次評価を含めた全事業の評価調書と併せて掲載し、公表を行うとともに、次年度予算編成の資料としても活用をいたしております。

今後も引き続き、評価結果に基づく事業等の自主的な見直しや再構築を図ることで、PDCAサイクルを確立させた確実な取組となるよう推進をしてまいります。

3番目の交際費の公開の件につきましては、総務部からの答弁となります。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 3番、武原議員の質問、壱岐市自治基本条例第19条情報公開に基づく市長の交際費の公開についてお答えいたします。

市長交際費については、交際費・食料費の支出基準を定め、これに基づいた運用を行っております。合併以降、必要に応じて基準の見直し等を行い、合併当初の平成16年度には、決算ベースで年間合計約450万円でしたが、その後、経費縮減に努め、平成28年度以降は約100万円前後の額で推移している状況でございます。

議員御指摘の市長交際費の公開については、毎年、9月会議において上程し、認定をいただいております決算書の中に年額合計について記載があり、議案の中での決算額が公表されておりますが、その支出状況等につきましては、現在、公表は行っておりません。

このことから、今後は市長の交際費の執行状況等について、他市の状況等も参考にしながら、公表の方法、時期、内容等について検討を進めさせていただきます。

今後も、自治基本条例をはじめとする条例等の規定に基づき、公正で開かれた市政への推進に努めてまいります。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 答弁いただきました。

まず、1点目のパブリックコメントについて、私が通告を出した時点では、まだ公表がされていなかったもので、こういう書き方をしましたが、子ども・子育て会議のほうのパブリックコメン

トの結果等は、その後にホームページに掲載されておりました。

その後、先ほど説明がありましたが、一元化してということで大変それをしていただくと市民は大変見やすくなるかと思えます。やはり一つ一つの課にはなかなか皆さんアクセスしづらいですので、やはりきちっと政策企画課が取りまとめをしてまとめる。ぜひ、それをお願いしたいと思えます。

もう一つお願いですけれども、やはりパブリックコメント実施要綱では、実施期間は原則30日とあります。原則の捉え方なんでしょうが、今回、自殺のほうの対策計画案は20日ということで、20日でもいいという書き方も、10日以内、短縮することもできるというのがありますから、条例違反ではないんですけれども、規則違反ではないんですけれども、できましたら30日原則というのを守っていただいて、広く市民の声を聞いて、またそれをフィードバックした形で公表していただくという、やっぱりかなりスケジュール的には大変だと思いますけれども、そこを見越した計画策定のスケジュール管理、それはプロの皆さんがやっていただかないと、市民はそこは何もできないところですので、ぜひチェック等を総務のほうでチェックされるのかもしれませんが、政策企画課がチェックですかね、意見等を、これも含めて担当課との調整をぜひお願いいたします。

以前もやはり30日ないところがありまして、原則だからと言われたということでした。でも原則というのはやはり守ってもらうのが原則だと思います。30日期間をぜひ取っていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 武原議員の追加の質問にお答えをさせていただきます。

今、お話のように、壱岐市政策市民参加制度（パブリックコメント）の実施要綱の第6条では、意見等の提出期間は原則として30日の期間を確保することを基本に、実施機関が定めるとしております。

一方で、これもお話のように、同条第2項では、「緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、この30日の期間を10日以内に限り短縮することができる。」つまり最低20日以上は意見の提出期間として確保しなければならないところでございます。

この緊急その他やむを得ない事情、例えば策定の期間とか時間が限られていることなどが考えられると思いますが、いずれにいたしましても、本要綱に基づいてこれまでの対応をしてきているところでございまして、今後も原則30日間を確保することを基本にその状況に応じて対応してまいりますし、より多くの皆様への周知等がパブリックコメントの場合はポイントになるかと思えますので、先ほど御説明をさせていただきました、答弁をさせていただきましたホームページ等でより確認できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ぜひその方向でお願いいたします。

2点目ですが、今、自己評価とまた外部評価、これが、以前のが、なかなか公表ができてなかったということがありましたので、ちょっと質問をいたしました。昨年度のはもう公表済みということで、ぜひそれを、形を整えていただきたいと思います。

これはやはり壱岐市の情報公開条例の第1条、市民の知る権利を尊重するものであります。また、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うしなければならないとも書いてあります。そして市民参加の公正で開かれた市政を一層推進するための情報公開になりますので、常にその意識を持って公開等をやっていただきたいと思います。

情報公開条例の33条、実施状況の公表というのがありました。これが、先月末、2月27日にホームページできちんと一覧表になって載っておりました。こういうことも、ぜひ条例を見ていただきながら、それに則った形できちんと市民へ伝えることもお願いいたします。

もう一つが、情報公開コーナー設置要綱というのもありました。このコーナーの設置は、今現在どこでどのようにされているのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 先ほど議員の方から御意見いただきました、情報公開の状況につきましては、市のホームページ等で情報の提供をしております。

コーナーにつきましては、その都度案件等がございますけれども、オープンにできる部分、できない部分がございます。今のところ、その部分のコーナーとしては出していないところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 設置要綱には、第1条設置するとありまして、壱岐市情報公開コーナーを設置するとなっております。ぜひ、まだできておりませんでしたら、次年度以降、そういうコーナーを、どこに作られるのかもまた検討だと思うんですが、ぜひお願いいたします。そして、10条では前年度分6月末までに告示及び市の広報への掲載を行わなければならないとなっております。これも併せてお願いいたします。

そして3点目です。今、御説明がありましたが、今後、市長の交際費の公開については検討するということでした。私も調べましたところ、壱岐市の姉妹都市の諏訪市、友好都市の朝来市、友好都市もありますね。そこも公開です。市長の交際費公開。

また、県内でも、実は、壱岐と対馬と西海以外は全て公開されておりましたので、ぜひ公開の

ほうをお願いいたします。中身のほうまで、他市は細かくされておりますので、御検討いただきながら早急に開かれた市政のためにも、ぜひお願いいたします。

本当に市長だけではなく、市長部局以外で議会とか、あと教育委員会、また監査委員会とか農業委員会のほうまで、細かくこの交際費を公表している自治体もございました。他の自治体等を見ていただきながら、検討してまた実施していただきたいと思います。2点目は以上です。

そして3点目に行きます。壱岐市職員のコンプライアンス、規範意識の高揚・法令遵守徹底のための職員研修体制についてお聞きいたします。2点です。

令和3年度の法令に関する職員研修の実績は。2点目が、令和5年度の法令に関する職員研修の計画についてお尋ねいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 3番、武原議員の質問、コンプライアンス研修の実施状況につきましてお答えをいたします。

1点目の、令和3年度の実績に対する組織としての自己評価と自己点検はどの御質問でございますが、本市の職員研修につきましては、平成29年4月に改定版として策定をしております人材育成基本計画、壱岐市職員人材育成基本方針に基づき実施をしており、長崎県市町村振興協会の長崎県市町職員研修センター主催による研修を主として行っておるところでございます。

長崎市内での職場外研修やインターネットを利用したオンライン研修の受講、各市の要望に基づくニーズ研修を活用しております。

全職員を対象としたコンプライアンス研修につきましては、直近では平成30年度に集合研修として実施いたしておりますが、その後、令和2年度に実施予定としておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、やむなく中止としたところです。なお、新規採用職員については、初任者研修の中で公務員として必要な服務規律について学ぶこととしております。

また、内部統制としてコンプライアンス（法令遵守）等の徹底について、全職員に向けて随時通知を出し、意識啓発を行っております。

次に、組織としての自己評価と自己点検はどの御質問ですが、本市では法令違反通報制度を設けており、通報者が不利益な取扱いを受けないよう保護するとともに、自浄作用を働かせ、不正行為の未然防止と早期発見を促し、市民の信頼を高めるよう努めており、その結果につきましては、ホームページ内の「人事運営等について」として掲載しております。

また、職員の人事記録評価、能力評価において、評価項目の中で、規律について法令、服務規律や公務員倫理を把握し、これを常に遵守していたかなどを評定しております。

次に、2点目の令和4年度の取組状況でございますが、コンプライアンス関係の主なものとしては、行政法基礎研修や民法基礎研修、地方税法総則研修など業務に必要な法令研修を行っております。

課題といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、一同に会しての集合研修の実施が難しい状況であるため、集合研修を減らし、各職員のパソコンで個別に受講するオンライン研修を増やすことで、研修の受講環境の改善に取り組んでいるところでございます。

次に、3点目の令和5年度の展望と計画につきましては、先ほどお答えいたしました人材育成基本計画、壱岐市職員人材育成基本方針に基づいて実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮した上で、できるだけ多くの職員が受講できるオンラインウェブ形式による研修方法での実施を長崎縣市町職員研修センターへ要望しております。公務員としての基本であるコンプライアンス研修を実施するよう検討しております。

これからも市民との信頼関係を構築するため、壱岐市職員としてコンプライアンスを徹底し、職員の能力向上や職場内の士気向上に努め、本市の将来を担う人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 説明いただきました。今、最後のほうにもありましたように法令遵守、この壱岐市自治基本条例第12条にもあります職員の責務、職員は全体の奉仕者であることの認識を持ち、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。2、職員は知識の取得及び能力の向上に努め、市民の視点に立ち、意欲を持って職務に取り組まなければならないとあります。

現在、集合研修ができていないということでの御回答でしたが、やはり法令はかなり変わっております。生き物です。毎年、何年かに1回ではなく、きちっとした研修等を市のほうで準備をされて、長崎市のほうでということでしたが、以前は中央のほうでの研修を受けて、それを伝達講習などされていたと聞きました。

やはりそういうことも、研修費はかかるかもしれませんが、中央からの最新の情報を得た人が、また各課、各職員等への伝達講習など、やはりそういう体制を作っていただき、毎年、何らかの法令に関する研修を受けて、常に知識の取得と能力の向上とありますように、それに努めて市民の視点に立ったお仕事をさせていただきたいと思っております。

そのためにはやはりここは市長の責務が大きいと思います。市長は自治基本条例第11条「市民の負託に応え市の代表者として指導力を最大限に発揮し公正かつ誠実にまた総合的に市政を運

営するものとする。」とございます。やはりそういう研修等を市長がリーダーシップをとってきちっと指導力を発揮していただきながら総合的に市政を運営するためには、やはり一番の基本であります職員にとってのコンプライアンス、しっかりと学びながら、それは誰のための学びなのか市民にとって利益が得るように学び、それを使っただきたいという思いです。

先ほど最後には職員の人材育成、やはりこれは本当に大切です。職員の能力及び組織力が最大限に発揮できるように、この人材がきちっとしてないとできないと思います。その当たり壱岐市の財務規則等もやっぱり変わったりしておりますので、きちっと職員全員がそれも知るような機会を作っただけ、またそういうことをぜひ要望しております。それについて、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 武原議員の御質問でございますが、ただいまコンプライアンスについての強い御要望がございました。

私は職員研修、もちろんコンプライアンスが基本です。しかし、私はそれ以上に、やはり自己啓発、そして壱岐市の発展のためにどういうことを自分がするのか、そういったことも含めて、それまでも含めて研修を重ねなさいと。そういった気持ちで、また研修の計画を組んでおります。

今後とも、武原議員おっしゃるようにコンプライアンス研修を充実させるとともに、それよりもさらに高みを目指した研修をさせていきたいと思っているところです。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 法令遵守プラス自己啓発、またどんどんその人材が育っていくように市長が自らそれを指し示していただきたいと思います。ぜひやはり職員にとって誰に向けて仕事をしているのかというのを、今一度考えていただきたい。

また、そのあたりを常に意識しながら、皆さん多分されていると思うんですが、今一度そういう研修を通して再認識し、また知識を取得し、能力を向上させるということがひいては市民のためになるということをしっかりと、また認識していただきたいと思います。

市長自ら高みを目指してということでしたので、そういうことを次年度はまた計画されると思います。実際にどういう形でなるかというのを市民は見ております。よろしく願いいたします。これで私の一般質問終わります。

〔武原由里子議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、武原由里子議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、15番、土谷勇二議員の登壇をお願いします。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 登壇〕

○議員（15番 土谷 勇二君） 通告に従いまして、15番、土谷勇二が一般質問をさせていただきます。

今回は大きく2点でございます。よろしくお願いをいたします。

1点目は、コロナウイルス感染について質問をいたします。

政府は令和5年5月8日、大型連休明けにコロナウイルス感染症の扱いを、現在の2類から季節性インフルエンザと同じ5類へ引き下げる方針を示しました。また、3月13日から、マスク着用が個人の判断に委ねられるようになっております。

日本経済を回していく上では5類への引下げは必要と思いますが、反面、新型コロナはインフルエンザと比べるとはるかに感染が広がりやすく、季節を問わず流行が起き、感染の時期や規模を予測することが難しく、短い周期で変異株が出現する恐れがあるといわれております。

5類に引き下げられると季節性インフルエンザと同じですから、入院患者の受入れが一般の医療関係でも可能で、感染者や濃厚接触者に求められていました自宅待機がなくなるとのことです。全額公費で負担されている入院費や検査の費用に自己負担が生じることになり、そのせいで受診控えから感染発覚や治療が遅れてしまうケースも懸念されております。

昨年末より感染者が増えておりましたが、ここに来て減少傾向にあります。第8波では70歳以上、感染を機に持病が悪化し、体力低下を起し亡くなるケースが大半であり、ウイルスの感染はまだまだ強く、今後も年数回、流行を繰り返すのだろうといわれております。

また、厚生労働省はマスク着用の考え方について、マスク着用も3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。本人の意思に反してマスクの脱着を強いることがないよう、個人の主体的判断が尊重されるように配慮をお願いしますとの見解を示してあります。

立場や職場環境で着用も異なると思いますが、一般の方々はマスク着用にどう対応するのか迷うのではと思っております。新型コロナが終息するわけではなく、これからも繰り返すと考えられます。

それでは、新型コロナウイルスにつきまして5点質問をいたしますので、御回答をよろしくお願いたします。

①12月、1月、2月の新型コロナの感染状況をお願いします。

②2類から5類へ移行についての本市の考え方は。お願いいたします。

③3月13日以降のマスクの対応は国、県と同じ対応か。また、市独自の対応はしないのか、お尋ねをいたします。

④5類に移行したときの学校の対応をお尋ねいたします。

⑤5類に移行したときの老人施設・介護施設の対応をお尋ねします。

御回答をよろしくをお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷勇二議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 15番、土谷議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、①12月から2月までの感染状況、②2類から5類への移行についての本市の考え方、③3月13日以降のマスクの対応方針、及び⑤5類移行後の老人施設・介護施設の対応について、お答えをいたします。

初めに、①12月から2月までの感染状況でございますが、令和4年9月末から全数把握の見直しにより、週ごとの感染者数が長崎県のホームページで公表されております。

これによりますと、11月28日から1月1日まで763名、1月2日から2月5日まで818名、2月6日から2月26日まで213名が確認されており、人口10万人当たりで比較しますと、依然としまして同じ規模の市町の中で多い状況が続いています。

また、市内の11月からの第8波以降のクラスターの発生は9件であり、内訳は保育所3、高齢者施設5、医療機関1と公表されております。このような状況から、本市では、まだまだ終息に向かっているとは言い難い状況でございます。

次に、②2類から5類への移行につきまして、本市の考え方でございますが、政府は1月に新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、感染症法上の位置づけを5月8日から、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることをご決定したところでございます。

本市としましては、これは国の専門家会議で審議された結果であり、国の方針を尊重し、アフターコロナの取組を進め、家庭・学校・職場・地域など、あらゆる場面で新型コロナ前の日常を取り戻すことができるように進めていきたいと考えております。

次に、③3月13日以降のマスクの対応方針でございますが、国は令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用については個人の判断に委ねることを決定しております。

長崎県や壱岐保健所におきましても、これに準ずる方針でございますが、壱岐市は離島であり

医療確保が難しく、重症化リスクの高い高齢者も多いことから、感染者の発生動向を見ながら緩やかに解除していく方向で進めてまいりたいと考えております。

また、国からの通知の中でも、高齢者が多く集まることが予測される医療機関や高齢者施設におきましては、受診時・訪問時はマスクの着用を推奨し、併せて医療従事者や介護施設などの従事者にも積極的なマスクの着用の推奨をお願いしてまいります。これは既に新型コロナワクチンの追加接種が、高齢者や基礎疾患のある方、医療・介護従事者の方々を対象に、5月から8月にかけて予定されていることから裏づけされていると考えております。

また、市内事業者におかれましても、事業者が感染対策上または事業上の理由などにより、利用者や従業員にマスクの対応を求めることが可能であることも、併せて周知を行ってまいりたいと考えております。

⑤5類移行後の老人施設・介護施設の対応でございますが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しましても、ウイルスの感染力や感染状況が変わるものではありません。市所管の養護老人ホーム及び市内の介護施設におきましては、重症化予防等の観点から引き続き、これまでと同様の基本的感染対策を継続すると伺っております。

また、訪問や面会、イベントなども感染対策を行いながら、可能な部分は制限を緩和しながら行われております。

今後、国・県から発出された通知に基づき、新型コロナ以外のインフルエンザや食中毒なども含め、感染防止に配慮した適切な対応を求めてまいります。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 15番、土谷議員の④の質問、第5類に移行したときの学校の対応についてお答えいたします。

土谷議員がお話のように、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5月8日以降、第5類に引き下げられること、第5類に移行する前の3月13日からは、感染予防対策の一つであるマスクの着用について、個人の判断に委ねることを政府対策本部が示したことで、私も土谷議員と同じような不安を持っております。

このことについて、文部科学省は2月10日付の通知で、マスクの取扱いに関して感染状況等を踏まえ、今後、早期に見直し時期を含め、その結果を示すとしておりましたが、現在のところ、まだその示しはあっておりません。

また、この通知では、卒業式におけるマスクの取扱い等についてを示し、教育委員会等の学校

の設置者や各学校においては、各地域や学校の実情に応じて卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いするという記述になっております。

学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和5年4月1日から適用することとされており、壱岐市の学校の卒業式はこれまでどおり、感染症対策を講じて子供たちのための式典にするよう、各学校に指導をしているところです。

土谷議員のお尋ねは、第5類に移行した後、学校はどのような対応をするのか。マスクを外す、外させないのことでなく、新型コロナウイルス感染予防の対策や、その意識が緩むことを心配されていると受け止めています。

学校はほかの場とは違って、子供たちにとって、保護者にとって安全で安心な場所であり、学びを保障してくれる場所としての信頼感を維持しなければなりません。そのため、壱岐市の学校では、これまで取り組んできた感染症予防の基本的対策、検温・うがい・手洗い・マスク・消毒・換気、そして3密を避ける等の継続をしなければならないと考えております。個人の判断でマスクを外しても差し支えないの言葉を聞きますと、ほかの基本的な予防対策も個人の判断によって緩めてもよいのだと意識されることが心配です。

市内の学校の現在の感染状況、1月は実は小学生51、中学生31、教職員17の報告が学校からありました。2月になって小学生12、中学生2、教職員2の14名と激減しており、さらに2月の21日から本日までの15日間は、学校からの報告はゼロでございます。

壱岐市内の学校で感染が再び広がらないために、学校はここで気を緩めることなく、感染予防の基本的な対策を徹底していきますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いします。

また、その後の壱岐市内の感染状況、特に児童生徒の感染状況をしっかり見極め、その都度、壱岐医師会の御指導を受け、教育委員会として具体的な対応策を示し、保護者の理解を得ながら安心、安全な教育活動の推進に努めてまいります。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷勇二議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） 御答弁ありがとうございます。

1番目の感染状況ですが、すごい数で増えとったのが市民も不安になっていたと。ここになって少なくなっておりますので、やはりこの放送をぜひ続けて、ゼロが続けば市民皆さん安心して、こう数が増えたらはあ〜と言いながら注意をしながら、防災無線での放送はもう少し続けていただきたいと思います。それで感染状況を見極めていただきたいと思います。

次に、2番目の市の対応は国の方針と変わりはないと思いますが、やはり変わるということを市民皆さんに意識づけをしていただければと思っております。

それで、3番目のマスクですね。やはり高齢者や重症者あたりの行く時のマスク着用はどうし

でも推奨をしないといけないし、また感染の数でということをやっぱり市自体も本当に対応を——一般の人にしたらマスク着用は、若い人は外しても別にとと思うかもしれませんが、やっぱり高齢者になったら私は「うつりとうないけん、またしちょく」とか、「人にうつしたらいけんけん、しちょく」とか、そういう感覚がありますので、できればお年寄りとか、まだもう少し5月の8日、5類になるぐらいまではマスク着用を推奨じゃなくをお願いをしたらいいと思うんですけど、そこのところちょっと後からお答えください。

学校のほうですけど、今度、卒業式はマスクの対応はそのままですかね。ほかの学校は何かしていないところもあるような言い方をしておりますが、この感染状況とかいろいろ見て文部科学省は、4月1日からはもう多分マスク着用はなしでもいいとなっておりますので、壱岐市の小・中学校の卒業式はマスク対応になるわけですかね。保護者、一般はつけていくと思うんですけど、そこのところをもう一回ちょっとお知らせください。

5番目です。介護施設ですけど、今まで面会はしていなかったし、都会におられる方は、せっかく準島民で安くなって老人介護施設に来て面会とかできるような状態になれば感染症対策をしながら——5類になってもやはり対策をしながら少し緩和をしていただいて、面会とか外出を増やしていけるような状態になっていただければ、やはり介護者も病院だけじゃなくて外の空気も吸えるような状況になりますので、気分的にも全然違うとやないかなと思いますので、そこところをちょっとお聞かせを頂ければと思います。よろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 土谷議員さんからの追加の御質問について、お答えをいたします。

市民皆様への周知でございますが、既にホームページにおきましては、3月6日から、市民向け及び事業所向けに分けて周知を行っておるところでございます。

また、自治公民館への回覧につきましても、3月9日に回覧を配布する予定といたしております。

加えまして、市報の4月号にも、マスク着用への広報を行う準備をいたしているところがございます。

それと高齢者施設の面会等への対応についてでございますが、先ほど申し上げましたように、高齢者それぞれの施設におきまして、可能な範囲で制限を緩和しながら、今も実施をされているとお聞きをいたしているところがございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 土谷議員の卒業式における壱岐市の対応についてですが、壱岐市の場

合は昨年度もその前も、実は卒業生についてはステージに上がる時、卒業証書を授与してもらうとき、あるいは保護者に対していろいろな言葉をかける時等はマスクを外した形で対応をしまし、その結果、特段の感染等の心配はなく来ておりましたし、今年度もまず、その形はどこも踏襲をしていこうと考えております。

壱岐市内の学校にも児童生徒の数、体育館の広さ、そして保護者の出席なさる数、加えて来賓の数等その学校の環境の中で、基本的な感染予防対策がどれだけ講じられるかを考えた上で学校は判断をしております。率直に申し上げて、昨年度もその前の年も、来賓が35名ぐらい来た小学校もございます。それでしっかりできているという判断を尊重しているところでございます。

今年度も大きい学校は児童生徒が在校生を含めて300人おりますので、その保護者、両親が来られますと、かなりの広い体育館でも密な状況になるということは学校はしっかり把握をしておりますので、学校の教育活動の中で主役は子どもたちでございます。あるいは保護者のこれまでのお育ていただいたことへの感謝も含めて対応いたしますので、しっかりその学校なりに適切な距離等が取れ、基本的な予防対策が講じられるなら前に向かって進むことをしておりますので、校歌の斉唱をする、呼びかけの言葉をかける、そういうときにマスクを外しても飛沫感染の心配がない距離が取れる場合は外しても構わない。

それぞれの学校がその学校独自の卒業式の在り方をつくっておりますので、その中でしっかり判断をするということで、私どもは学校のほうに指導しているところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷勇二議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） ありがとうございます。それぞれの立場で、国や県の指導を仰ぎながら対応をよろしく願いをいたしたいと思っております。

長崎県は2月20日に始まった県議会で、医療機関のオンライン診療を推進していくという考えがありました。やはり病院自体もなかなか発熱外来とか受付がなかったら、薬だけとか、そういう状態やったらオンライン診療をお願いするよというということで、この前、答弁もされておりました。

また、昨日ですかね、ワクチン接種、5月8日から高齢者と65歳以上ですかね、のワクチン接種と、9月末からは12歳から64歳と、来年の3月まではワクチン接種も無料ということが昨日ニュースで報道されておりました。まだまだ終息はしませんが、国や県の対応をしていただきながら感染予防、また5類への移行をよろしく願いをいたしたいと思っております。

これで、1番目の質問は終わらせていただきます。

次に、2番目の質問であります。農業振興について、お尋ねいたします。

これは昨年6月会議で、中田議員も質問をされました、水田活用の直接支払交付金です。転

作金です。この令和4年度以降5年間、水張りが行われない土地は、翌年度以降より交付対象水田としない方針が国から示されました。

これは転換作物の生産が定着した農地、畑地化を促し、水田機能を維持しつつ、転換作物を生産する農地については、水田とブロックローテーションによる地力の回復と収益性の向上を促すことを目的としておるといことでされております。令和4年度の補正で多分、畑地化ということが出たと思うんですね。

それで、ちょっと3点ほど質問をさせていただきます。

①2023年、水田活用の直接支払交付金の変更点と壱岐市の対応を。

②水田活用の直接支払交付金の転作金。今後5年間水張りが行われない農地、令和9年度以降は交付対象水田にはならないとなっております。畑地化促進事業の一定期間、継続的に支援するメニューは創設されており、取組の要望調査は2月20日までの取りまとめとなっております。もし、その結果が分かればお尋ねをいたします。また、交付対象者は、販売農家、集落営農となっておりますが、それ以外の農家への対応をお尋ねいたします。

③農地化により、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金はどのようになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 15番、土谷議員の農業振興についての1番目の、2023年水田活用の直接支払交付金の変更点と壱岐市の対応はということでございます。

水田活用の直接支払交付金につきましては、飼料作物、飼料用稲のWCS、それから麦、大豆など戦略作物の本作化を進めるとともに、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づく、地域の特色ある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組へ支援される制度となっております。

水田活用の直接支払交付金の主な変更点につきましては、令和4年度から、湛水設備いわゆる畦畔等を有しない農地や用水供給設備を有しない農地は、交付対象水田から除く現行ルールを再徹底するとともに、現場の課題を検証しつつ、今後5年間、令和4年度から令和8年度に一度も水張りが行われない農地は、その後、交付対象水田としない方針が国から示されました。

令和5年1月にこの方針が決定となりましたが、その対策として、令和5年度からの主な変更点としましては、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、畑作物の生産が安定するまでの一定の期間、継続的に支援するメニューとして畑地化促進事業が創設をされたところであります。

本市の対応につきましては、本年1月19日に畑地化促進事業に係る県の説明会を受け、県へ

の需要額調査の報告が2月末までと示されたことから、1月26日から1月31日のうち4日間で各町別に実行組合長会を開催し、2月20日までに要望調査の取りまとめをお願いしたところでございます。

2番目の御質問の中で、要望調査の取りまとめの結果についてのお尋ねでございますが、畑地化促進事業の要望調査の取りまとめの結果につきましては、申請者は2月末現在550人、取組筆数は2,936筆、取組面積は263ヘクタールとなっております。

しかしながら、畑地化促進事業には対象水田の要件があり、前年度に主食用米の作付水田または転作金の交付対象水田に該当している農地で、7月1日基準日において畑地化をする取組であること、また、おおむね団地化された畑地を形成するものとなっております。

団地化要件については国の承認が必要となりますので、必ずしも対象水田とならない場合がありますので今後、団地化された畑地を形成できるかどうかは精査をいたしまして、交付申請手続期限の6月30日までに農家の方と協議してまいります。

次の質問の交付対象者は、販売農家または集落営農となっているが、それ以外の農家の対応についてのお尋ねでございます。

販売農家とは、対象作物の販売実績がある農家となります。集落営農とは、複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているものとなります。飼料作物については、利用供給協定の締結または自家利用計画を策定していることが要件となります。それ以外の農家は対象とならない予定であります。

3番目の御質問の畑地化により中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金はどうなるのかのお尋ねでございますが、中山間地域等直接支払交付金については、農業の生産条件が不利益な地域における農業生産活動を継続するため、国及び県と市による支援を行う制度でございます。

まず、中山間地域等直接支払交付金の対象農用地の定義については、田は、湛水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地で、湛水機能を有しているか否かの判定は畦畔の有無によるものとされており、ただし転作作物が作付されている場合であって、大型機械の進入、排水性の確保等営農上の都合により、やむを得ず畦畔を除去している田については、一般的に農家が所有する機械で畦畔を復旧できるものは湛水機能を有しているものとみなすとされています。畑は、田以外の農地で草地を除く畑とし、樹園地は含まれるとされています。

議員お尋ねの中山間地域等直接支払交付金の対象農用地の中で、畑地化に取り組んだ場合ですが、畑地化は交付対象水田から除外する取組となっており、地目の変更を求めるものではございません。よって、水田のまま維持管理することになりますので、中山間地域等直接支払交付金

には影響はございません。

次に、環境保全型農業直接支払交付金については、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や、生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う制度でございます。対象農用地は、水田でも畑でも交付単価は変わらない取組でありますので、環境保全型農業直接支払交付金にも影響はございません。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷勇二議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） ありがとうございます。

それでは、1番目はあれですけど、水張り要件のこの前文書が回ったとん中でお尋ねをしたいとですけど、水張り要件として、作付を行わなくてもかん水管理1か月以上の場合は水張りのみならずと書いてありましたが、どのような状態であれば湛水していると認められるのか。湛水状態における水深ですね。水の深さとか、水を張る時間や水張りの確認はどうやってされるのか。一応、多分作らなくても、水張りさえすればいいちゅう考えですけど、それが本当に確認とかを1か月できるのかとか、雨が降ったときだけほどいちょっと水を入れればよかとか、そういう考えになるのやないかなと思ひまして、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの土谷議員の再質問にお答えをいたします。

水張りの要件というところで申し上げますと、国の方針としましては、水張りの時期は年度内であれば、特に時期の指定はないということでございます。

それから、天水による一時的なかん水ではなく、用水によるかん水管理を1か月以上行うことと。この1か月以上といいますのは、いわゆるその連作障害と害虫密度の低減効果を1か月以上すれば効果が出るといったことで、1か月以上という期間が定められているようでございます。

水深は、水の深さについては、水稻作付と同様とするということでございますので、代かき状態といったところになろうかというふうに考えております。

それから、作付しない水張り前後の作付については、転作の交付対象となるということになっておりますので、水張りの前後について、転作作付も作付することは可能ということになっております。

それから、作付しない、水張りをして、その圃場において3年間、何も作付をしない場合は、この転作の交付対象水田から外れるということで示されております。

それで、この水張りの確認についてでございますけど、これは事業主体が協議会の中で、水稻のいわゆる水張りをしたか、していないかの確認をさせていただくこととなります。そこで、や

はり年間を通して、その確認作業というところで非常に個人ごとに時期がばらばらになるというところがあるかと思しますので、そこら付近は個人の農家の皆様には写真撮影等をお願いすることになるかと思いますが、確認自体は、その写真もしくはそういった現地に出向いての確認を予定いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷勇二議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） ありがとうございます。そうしたら、現地確認は写真と。こういう人が増えるかどうかはちょっと分かりませんが、写真と一応、現地確認ということですね。——はい、分かりました。

それで、先ほどの牛農家と契約すれば、もう畑地化もできるということですかね。それとも、集団、個人でも牛農家と契約しておけば畑地化の推進の中に入るという考えでいいのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

まず、無畜農家の方は、有畜農家の方と利用供給協定の締結をしていただくと。それから、有畜農家の方は自己利用計画で、自分で使いますよといった計画をつくっていただくということで、それについては畑地化の事業にも取り組めることになっております。

しかしながら、この畑地化というのは今後5年間まで続きますけれども、その後は交付対象水田、いわゆる転作の対象水田とはならないということになっておりますので、畑地化そのものは5年間の中でそういうふうな定着をさせていくという事業になっていきますので、ちょっと転作とまたいわゆる、そういう目的の事業ということで御理解を頂きたいというふうに思っています。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷勇二議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） ということは、もう5年もたてば水田じゃなくなるという理解でよろしいですかね。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 先ほど申したように、その地目は変わりませんが、畑作物を作っていく農地ということになります。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷勇二議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） はい。ありがとうございます。やはりいろいろこう条件があつてなかなか分かりづらい政策ではあると思うのですが、国の制度ではありますが、国や県、市、JA、関係機関と農業者支援（……）を十分に行っていただきまして、農業者に寄り添った指導をしていただきたいと思っております。

3年に及ぶ新型コロナウイルス、ウクライナ戦争や地球環境の悪化、人・環境に優しく持続的

な農業の重要性はやっぱり大切なことだと思っております。国土や自然条件を生かした農業の発展による食料自給率の向上や、農業多面的機能の発揮が求められております。

やはり先ほども言われました中山間とか環境保全型とか、やっぱり農家のためになる補助でありますので、国と県としっかりやっていただきまして、農業の生産意欲が減退しないように対策をお願いいたします。御答弁ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、土谷勇二議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。赤木議員。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 赤木 貴尚君） 壱岐市内では、3月7日昨日と3月8日今日と、公立の高等学校の入試が行われております。今朝も、入試に向かう子供たちに、「入試、頑張ってください」と声をかけさせていただきました。私なりの応援をさせていただきました。いい結果につながることを期待したいと思います。

それでは、9番、赤木貴尚が、通告に従い、一般質問を行います。前回も大きく1点でしたが、今回も大きく1点、質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回は、令和5年度予算についてということで、予算特別委員会でも質問できますが、一般質問で質問することをお許しください。大きな1点で、令和5年度予算についてということで質問します。新年度予算の中で、物価高騰対策と人口減少対策、少子化に対する取組などを伺いたいと思いますので、答弁のほうをよろしく願いいたします。

まず、新型コロナウイルスの感染拡大や、ロシアのウクライナ侵攻、間もなく1年になりますが、円安ですね、今日は1ドル137円という表示がありましたが、幾つかの要因により、様々な物価が高騰しました。壱岐市では、一次産業の農業、漁業、子育て支援や商工業や各世帯に対する様々な施策を講じておられますが、電気料金の高騰や物価高の影響を受けて困難に直面しているのは、特定の業種や特定の世帯だけではありません。本当に様々な、いろんな分野等で影響

があります。

物価の高騰は、2021年から、パンや食用油などの食料品、電気、ガソリンなどのエネルギーが値上がりし、2022年は、それに加えて食品、日用品など様々なものが値上がりしました。現在も値上がりは続いています。まだまだ物価は高騰したままであります。

2022年の12月の帝国データバンクの調査においては、食品の主要105社の2023年の値上げの予定は4,000品目を超えるということです。壱岐市内の買物をするお店でも、いろんな商品を見ていると、知り合いの方から、「何もかも高くなっているね」という声を伺いました。本当に見るもの全て、手に取るものが値上がりしております。卵なんかも1パック10個入り、サイズの大きさはいろいろありますが、248円という表示がありました。これ安いときでは、小さいサイズですけど、1パック98円とかそういうふうな特売のときもありましたが、今では248円ということで、1個当たりが、もう24円くらいになりますよね。

昔、お腹空いたときに、卵かけご飯といって、ご飯に卵かけて食べてましたけど、昔は卵、安かったんで、1杯当たり、ご飯が原価が30円ぐらいのときもありますんで、卵1個で40円ぐらいの食べ物だったんですけど、今は、もう50円から60円ぐらいする卵かけご飯になって、ちょっと高級な料理になってきているのが、今現状だと思います。

本当に身近なところに物価高騰があつて、それを、私たちの生活を徐々に真綿で首を絞めるかのように苦しんできているわけですが、今年度の新年度予算において、やはり物価高騰の対策をどのように考えられてあるのかということ、今回お聞きしたいと思います。新年度予算において、物価高騰対策、そして2番目には、人口減少対策、全般において、今までの取組と実績、これは物価高騰においてもそうですけども、そして3番目に、令和5年度予算の中においての人口減少対策、これ少子化問題について、壱岐市の独自の取組とかそういうのがあれば、お伺いさせていただきたいなと思いますし、今回、私、前回はそうですけど、提案型の一般質問ということで、いつもやっております。斬新な提案を、今回したいと、自分でハードルを上げてもしようがないんですけども、こういうのはどうかということをご提案していきたいと思いますので、壱岐市の取組と実績と、令和5年度の取組がありましたら、まず最初にお伺いさせていただきたいと思います。理事者の答弁を求めます。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木貴尚議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 9番、赤木議員の1つ目の御質問、①物価高騰による市民生活の悪化に対する壱岐市独自の取組はあるのか、これまでの取組と実績、令和5年度予算における取組はについてでございますが、私のほうからは、全体的なことでお答えをさせていただきます。

昨今の物価高騰につきましては、コロナ禍から社会経済活動が正常化していく流れの中で、ロ

シアのウクライナ侵攻など国際情勢の急激な変化や円安の影響などにより、国内における生産コストの上昇も続いており、先行きが不透明な状況でございます。

一方、令和5年1月の消費者物価指数において、エネルギー関係の上昇幅は縮小しており、また、2月の月例経済報告においても、景気は緩やかに持ち直していると示されており、今後も好転していくことを願うばかりでございます。

物価高騰対策のこれまでの取組については、令和4年度に、国は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を創設し、老岐市では、本交付金を活用した緊急経済対策を複数回、実施をいたしました。

本交付金を活用した事業といたしましては、水道基本料金の減免、給食材料費高騰対策、プレミアム付商品券など、直接、市民・消費者の支援となる事業、農業生産価格高騰対策事業、漁業用燃油対策事業などの産業振興と併せて生産者の支援を行う事業、交通・貨物事業者、医療・介護・福祉等事業者など事業者への支援のほか、観光需要を喚起し、地元の消費拡大を図るものなど、事業計画ベースで約5億9,700万円の物価高騰に対応するための緊急経済対策を実施しております。

個別には、市民向け・消費者向けが1億9,310万4,000円、生産者向けが1億4,670万円、事業者向けが1億3,732万9,000円、その他1億2,024万9,000円、合計の5億9,738万2,000円でございます。

このうち、さきの2月会議にて議決をいただきました米販売価格緊急対策事業、農産物出荷資材価格高騰対策事業につきましては、切れ目ない支援を行うものとして、繰越予算として執行することとしております。

また、同じく繰越事業として実施することとしておりますプレミアム付宿泊券発行事業等については、この後、企画振興部長より説明をさせていただきます。

令和5年度におきましては、昨年度までの国からの交付金の措置は、現時点ではございませんので、一部事業につきましては、市の単独事業として、引き続き事業を継続していくこととしてしております。

具体的には、産業振興・生産者支援の事業でございまして、農業関係では、生産原材料の価格上昇に対する支援の農業生産価格高騰対策事業、堆肥の販売価格を2割引き下げるとともに、堆肥利用の促進を図る堆肥利用推進対策事業、漁業関係につきましては、1リットル当たり10円を補助する漁業用燃油対策事業を、引き続き実施することとしております。

また、新規事業として漁業用資材の価格高騰に対応するため、発泡スチロール箱及び氷に対して補助を行う漁業生産緊急支援事業に係る予算を計上しておるところでございます。総額1億382万1,000円でございます。

このように交付金がございましたが、令和4年度とは異なり、商品券事業のような、全ての市民を対象とする事業は、まとまった財源がなければ難しいところでございますので、市が実施する物価高騰対策としては、直接的な援助ではなく、事業者の生産活動等に対する支援や地域での消費活動を喚起する施策を的確に実施していくことが必要であると考えております。

また、以降の御質問にもございますが、令和5年度予算におきましては、子育て関係の支援の充実がございます。物価高騰をはじめとする現在の社会経済情勢の中で、様々な負担の大きい子育て世帯に対しまして、経済的負担の軽減という面だけではなく、社会全体で安心して子育てができる環境づくりを整備していくことといたしております。

今後につきましては、初めに申し上げましたとおり、先行きが不透明な状況下でございますので、引き続き、国の動向を注視するとともに、財源の状況などを踏まえまして、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 私のほうからは、物価高騰による市民生活悪化に対する壱岐市独自の取組の観光分野・商工分野の件についてと、2つ目の、人口減少対策全般においての今までの取組と実績について、御答弁をさせていただきます。

まず、物価高騰に関する取組の分の観光分野でございます。

本市の観光業は、宿泊事業者、交通、お土産のほか、農水産物等の地場産品の消費拡大など、一次産業にも幅広く波及効果を及ぼし、多くの事業者に関連する重要な産業であります。長期化するコロナ禍に加え、令和4年度からの燃料油価格及び物価の高騰に対し、本市独自の取組として、本年度に3事業を実施をいたしております。

実績でございますが、プレミアム付宿泊券発行事業は、目標1万枚に対し、1万47枚、達成率100.4%、経済効果といたしましては2億915万円。ツアー造成支援事業は、旅行会社からの2月末時点での報告速報値では、目標5,000人泊に対し、3,606人泊、達成率72.1%、経済効果といたしましては7,500万円。教育旅行・燃料油価格上昇支援事業は、目標2,000人に対し、1,914人の見込みで達成率95.7%であり、多くの事業者皆様に対する支援となっております。

また、長引く燃料油価格高騰や物価高騰に対し、緊急に対応する必要があるため、さきの2月会議で御承認いただきましたプレミアム付宿泊券発行事業などの観光需要喚起対策事業については、全国旅行支援の状況などを踏まえながら、切れ目なく実施するための準備を、現在進めてい

るところでございます。

観光需要喚起対策事業については、観光客などによる観光消費、外貨獲得は、幅広い事業者の皆様に対し、波及効果を及ぼすため、今後も経済情勢を注視しながら、経済対策について検討をしてまいります。

次に、商工分野でございます。商工分野の物価高騰対策につきましては、令和4年度で7事業実施をし、また、2月会議で御承認いただきました令和5年度への繰越事業として1事業、これは、彦根市物価高騰対策消費拡大支援事業を計画いたしております。

実績といたしましては、直近の事業で、彦根市物価高騰対策プレミアム付商品券発行事業が、販売数5万9,010セット、販売率98.35%、経済効果といたしましては、約2億3,600万円でございます。

第3回彦根市キャッシュレス消費喚起対策事業の決済額は、速報値で2億2,541万4,000円で、対前回は146.5%の増となっております。彦根市貨物運送事業者等燃油価格高騰対策支援事業につきましては、49事業者へ合計2,388万円の支援を行っております。

また、物産販路拡大対策事業では、東京赤坂にある超一流中華料理店の四川飯店におきまして、彦根産食材を使ったフェアを、現在、実施中で、彦根市物価高騰対策消費拡大支援事業では、4月末に東京駅直結のKITTE丸の内地下1階におきまして、彦根フェアを3日間開催予定でございます。

今後も、商工の分野につきましても、今後も経済情勢を注視しながら、経済対策事業について検討をしてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の人口減少対策全般においての今までの取組と実績についてでございますが、人口減少の要因といたしましては、1つ目に、出生数と死亡者の差による自然減と、2つ目として、転入・転出の差による社会減がございます。

自然減につきましては、出生数の減少が顕著であり、全国の出生数が、速報値として、先日、厚生労働省から発表されましたが、昨年1年間の出生数は79万9,728人で、前年より4万3,169人減少し、1899年の統計開始以来、初めて80万人を下回り、過去最小を更新しております。このことは、国立社会保障・人口問題研究所の将来予測よりも11年も早く少子化が進んでいることとなり、次元の異なる少子化対策を表明されています。

本市においても、平成28年に215人であった出生数が、令和3年に145人、令和4年は107人と、減少、激減をしており、少子化対策は喫緊の課題と捉えております。これまでも、結婚支援や出産・子育て支援の様々な取組を実施しておりますが、令和5年度から、こども家庭センターを設置し、さらなる支援策の拡充を図ってまいります。

一方で、転入・転出の差である社会減については、平成28年まで年間200人以上の転出超

過でございましたが、令和元年には過去最少となる80人の転出超過に止まり、令和4年の速報値は、転入者が699人に対し、転出者が852人で、153人の転出超過であり、一定の抑制効果が出ておると捉えております。

中でも、移住定住施策については、本市への移住を検討している方に対する相談窓口を政策企画課内に設置をし、電話や窓口による相談対応や空き家バンクの運営などを行っております。

相談業務につきましては、長崎県が設置しております「ながさき移住サポートセンター」と連携をし、都市圏における移住相談会への参加を行うとともに、独自の取組として、東京事務所と連携した移住相談会や、本市の移住者が最も多い福岡県における移住相談会なども実施しております。

また、Uターン者に向けた支援制度として、移住前の段階で住居や仕事を探したり、暮らしの体験など、移住を目的とした活動に対する短期滞在費用の補助、実際に移住する際にかかる引越費用や住宅の取得、改修、賃貸等による費用の一部補助を行っております。中古住宅の取得に関しては、居住用住居を有しない市民向けの補助制度も設けております。

こうした支援制度を含めた情報発信につきましては、「いきしまぐらし」という専用のポータルサイトを運営し、空き家バンクの物件情報、求人情報、移住体験談など、移住者向けの情報を集約して発信をいたしております。

さらに、この3月からは、壱岐市公式ラインにおいて、移住定住向けの情報メニューを新たに追加したことにより、住宅や仕事に関する情報などリアルタイムに取得できるようになり、移住希望者や市民の皆様の利便性が、より高まるものと考えております。

以上のような取組の実績として、市の相談窓口を介した移住者数は、平成29年度の48人から、平成30年度に96人と大きく増加をし、それ以降は、コロナ禍による行動制限などの影響もございましたが、令和元年度から3年度までは、年間90人前後で推移しているところでございます。

今年度に関しましても、新型コロナウイルス感染症が徐々に落ち着きを見せ、行動制限も緩和されたこともございまして、2月末時点で110名と、既にこれまでの実績を上回り、過去最高の移住者数となっております。

令和5年度につきましては、これまでの取組に加え、市内に居住・就労し、奨学資金等を償還する市民に対する補助制度を新たに設けるよう準備を進めているところでございまして、若年層の定住促進と産業人材の確保につなげてまいります。現在、テレワークやワーケーションなど、場所にとらわれない新しい働き方が注目されていることに加え、Uターンを希望される壱岐出身者からの相談も増加傾向にございますので、これを好機と捉え、今後も引き続き効果的な情報発信と適切な相談対応に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 赤木議員の3つ目の御質問にお答えいたします。

少子化問題に対する本市独自の取組でございますが、全国的な状況、本市の状況につきましては、先ほど企画振興部長が申したとおりでございます。少子化対策は、本市の喫緊の課題であると捉えております。

そこで、令和5年度におきましては、妊娠・出産・子育てに係る経済的負担を大幅に軽減し、安心して出産・子育てができる環境を構築することにより、少子化の抑制及び次世代を担う若者の定住移住の推進を図るべく、これまでにない新たな施策に取り組むための予算を計上しております。

具体的に申しますと、まず、こども家庭課の事業において、第2子以降、出産をされた方に支給する出産祝金を、これまで第2子3万円、第3子以降10万円としていたものを、令和5年度より第2子10万円、第3子以降20万円に増額をいたします。次に、保育所におきましては、第2子以降の保育料を、所得制限等の要件を設けず、無償化を行い、3歳から5歳児の副食費についても減額をいたします。

また、県の子供福祉医療制度の見直しを受けまして、子供の医療費の助成対象を、現在の中学生から高校生世代まで拡大し、18歳までの全ての子どもに対して医療費の助成を行います。

令和5年度におきましては、これまでの事業に加え、今説明をいたしました新たな施策に盛り込むことにより、子育て支援のさらなる充実を図り、人口減少、少子化の抑制につなげていきたいと考えております。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 塚本教育次長。

〔教育次長（塚本 和広君） 登壇〕

○教育次長（塚本 和広君） 教育委員会における令和5年度の取組についてお答えします。

教育委員会における令和5年度予算の少子化対策に関する取組として、学校給食費支援対策事業及び幼稚園預かり保育料無償化事業を計画しています。

学校給食費支援対策事業については、新型コロナウイルス感染症の長期化及びロシア・ウクライナ情勢の悪化等で物価は上昇傾向にあることや、給食日数の増加、国の栄養摂取基準の改定等により、給食費の見直しをせざるを得ない状況の中、子育て世帯に係る経済的負担の軽減や、安心して子育てができる環境整備のために給食費の一部を助成するものです。

令和4年度は、国の交付金を活用し、現行の給食費からの物価高騰上昇分について補助いたしました。令和5年度においては、これまでの給食費に据え置くのではなく、さらに減額した、小学校で月額2,000円、中学校で月額2,500円とすることとしております。この金額は改定される給食費の半額以下であり、現在の給食費よりも大幅に安くなります。軽減分は、市が負担することとしております。

また、幼稚園預かり保育料無償化事業ですが、現在、幼稚園では、教育標準時間終了後の午後からの保育を希望する園児を預かり、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的とした預かり保育及び一時預かり保育を実施しておりますが、その利用料について、令和5年度から無償とするものです。

また、幼稚園において、おやつ代相当として副食費を負担いただいておりますが、預かり保育料と併せて無償といたします。

幼稚園における子育て支援策を講じることで、幼稚園を利用する保護者の負担軽減を図り、子育て世帯が利用しやすい教育・保育の環境整備を行ってまいります。

〔教育次長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） 様々な取組を、事細かく答弁いただきました。各担当課が答弁されて、私の頭の中もごちゃごちゃになっておるんですが。今の答弁を聞きながら、市民の方もいろんなことを、壱岐市は取り組んでいるんだなということを理解されたと思います。

シンプルに言うと、多分、市民の方からしたら、直接的というか、私たちの生活に関して、普通に生活している中において、物価高で、先ほど卵の話をしましたけど、そういう買ったり使ったりしているものに対しての市からの手助けというか、そういうものが本当に身近に感じれるものがないんじゃないかと思われた方がおられるんじゃないかなと僕は思います。回りくどい言い方ですけど。市民への直接的というか、直接、現金を配るわけではないんですけど、何か今の生活の中において、これが値段が上がって生活をちょっと苦しめているなというところに、本当に手を差し伸べてくれている施策を、ちょっと感じれない部分があるんじゃないかと、私なりの見解ですけども思いました。

例えばですけど、水道料金のこと出ましたが、やはり生活において、日常生活、電気、水道、ガスですね、車においてはガソリン、こういう市民生活において、やはり日々の生活に使っていることだから自分で払うのは当たり前というところはあるんですけど、やはりそういうところが生活を苦しめている物価高騰の中において苦しみの一つになっているというところはあると思うので、やはりそういうところに手を差し伸べてほしいというのは、正直、市民の方はあると思います。

当初、私も、今、提案型と言いましたけど、じゃあ具体的にどういうのがあるのかと言われると、なかなかここは難しいとこなんです。今回の質問に当たって、では、どういう提案をしようかということをおもっていました。

ちょっと話が変わりますが、先ほどから子育て支援のところでも、いろんな対策というか、この物価高騰の対策にもなるんで、いろんな無償化だったり、出産祝金だったりというのがあるんですけど、やはりこの物価高騰の対策、経済の対策、子育て支援、人口減少、同じ一連の中にあると思います。いろいろな角度から、市は施策として提案することによって、市民の生活が少しでも楽になるようにというのは理解します。

しかしながら、先ほど言いますように、本当に、市民の電気、水道、ガスとか車のガソリン代とか、そういうところに手を差し伸べてほしいというのは実際あります。じゃ、何なのかと言われると、ちょっとそこは、まだ答えが出ないので、今後ここはいろんな方法を考えていくべきだと思いますが。

ちょっと話を戻すと、子育て支援の部分ですね、本当にいろんな取組をされています。改めて表にしましたけど、ちょっとまとめました。出産育児一時金、これ42万円になっていますけど、今度、新たに出産育児一時金、これ50万円に増額されました。出産祝金のほうも、先ほどお話ありましたが、第2子が10万円、第3子から20万円ということになって、そして妊娠・出産の届出時に5万円、出産後に5万円ということですね。3万円相当の出産記念品というのが、壱岐市独自の取組があるというふうに、私なりにちょっとまとめてみました。壱岐市は、こういうふうに手厚く、いろんな出産から子育ての支援を行っているということを改めてまとめたんですけど。

これですね、ちょっとした提案です。この申請、デジタル化できないかと思っています。施政方針でもありましたが、DXの取組を壱岐市は進めようとしていますので、この申請ですね、出産祝金等も出生届を出したときに本当に必要かどうかという申請が要るみたいなんですけど、こういうのも、どんどんデジタル化して、出産時に出産された方の負担を少しでも軽減するような方法が行われたらいいんじゃないかなと思いましたので、ぜひこの申請のデジタル化、ぜひ進めたいなと思っています。これちょっと1個目の提案です。

答弁は要りませんが、私は男性なので出産はしていないんですけど、出産をされる方からすると多分こういう意見が出てくると思いますので、ぜひ出産をされた方に改めて意見を聞いていただいて、登録時、申請時に何か負担が絶対あるはずなので、そういうところを、ちょっと手を差し伸べてあげると、壱岐市独自の新たな手厚い支援ということになると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。1点目ですね。

答弁がかなり多かったので、どんどん提案していきたいと思うんですけど。出産までのいろん

な手当を、先ほどこれ一覧に述べましたけど、かなり手厚いです。私も嫁と話していたら、改めてこういうことがあったなど、かなり十何年前の話なんですけど、そういえば長男が生まれたときは助かったよねという話から、今回は、また50万円に上がるんですよという話をすると、手厚くなったねと、産みやすくなった時代に入ったねと、改めて話をしていましたけども。

これ産んでからの、まだまだ子育てにお金がかかるということで、もうちょっとこういうところに手を差し伸べたらなと思ったので、ちょっと作ってきました。これ壱岐市独自でやってほしいなと思ったんですけど。

先ほど、ちょっと音嶋議員とも話していたんですけど、壱岐市、もっと独自にオリジナリティ溢れて斬新な予算をつけたほうがいいんじゃないかというような意見も頂いて、そうですねって思いながらも、どんどん今回の提案で、どれか一つでもいいから進めていただきたいなと思うんですけど。

私の考えるところ、入学祝金というのは、どうかなと思いました。入学、小学校の入学、中学校の入学、そして、できれば高校まで、その瞬時に、やはりお金がかかる。そうですね、今はもう中学校になると学生かばんの廃止というか、そういうふうになって、学生かばんの部分がちょっと少し浮いたりするのもあるんでしょうけど、やはり入学時にお金がかかる。兄弟児と一緒に入学してしまうと、やはりお金がかかってしまう。そういうときに、ちょっとした市からの支援があると、かなり助かるんじゃないかなと思いました。

そして次は、修学旅行支援金。修学旅行ですね、これは高校の場合ですけど、高校でうちの子供のときに7万円ぐらいかかっていたね。やはり、それで小学校、中学校、高校とありますけども、小学校、中学校において修学旅行に行くときに少し支援があるといいのではないかな。これ話していて、財源どうするんだお前、そんな何でもかんでもできるわけじゃないかなと思われると思うんですが、まあ一つの提案として受け止めていただければなと思っております。

もう一つ、高校生のバス通学の支援というのをさせていただければと思います。これ、三島の通学とか、あとは離島留学生のバス通学の支援はあるようですが、やはり、今この島に住んでいる子供たちのバス通学の支援、今通学に親御さんの送る車も非常に増えてきております。しかしながらガソリンも高くなってきて、もう一つ、SDGsの観点からすると、やはりバスを使って二酸化炭素排出を防げたらいいんじゃないかなと思いますし、島内のバス路線の維持にも、ひと役立つのではないかなと思って、高校生のバス通学支援というのを、ちょっとどうかなと思っております。

非常に財源的なものを一切考えず、提案ばかりしておるところですが、いろんな支援の中に、やはり所得制限が幾つかあるのもありましたし、先ほども所得制限なしの支援もありました。これも所得制限をなくすというのも一つの手ではないかなと思いますので、所得制限を設けない支

援策、できればなと思っております。非常に財源厳しい中、何でもかんでもやるというのは厳しいと思うんですけども、どれか一つでもできるといいかなと思っております。これも物価高騰の中の対策支援だと思っております。子供を産むまでの、産んですぐの出産等の手当もありますが、それから育てていく中で、全てとは言いませんが、少しでもいいから支援をしていただけたらと思っております、こういう提案をさせていただきます。

人口減少の中において、今、出会う場というのが少なくなっているというお話も、さっきちょっとご飯を食べながら、いろんな議員と意見交換をしました。今度は、ちょっとその出会う場をいかに設けるかというところで、どういう対策をしたらいいかなというところを、ちょっとお話をしていきたいと思っております。

長崎県が、今、独身男女の婚活を応援する相談窓口「あいたか」といって、お見合いシステムをやっております。これは県のほうからも推奨されてあって、いわゆるマッチングアプリということで、市長の施政方針にもありましたが、SNSやマッチングアプリを使ったインターネットでの出会いというのが、かなり増えているということがありました。このマッチングアプリというのがあって、端的に言うと、このマッチングアプリを推奨しようかということで提案したいのですが、マッチングアプリを利用して結婚した人の割合というのは、これ全国的な数値として15.1%ということです。

これは、オレンジの線がマッチングアプリを使って出会った方の数です。ちょっとテレビでは見にくいかもしれませんが、水色は結婚相談所、下の方にある、ちょっとオレンジのやつは婚活パーティーやイベントということです。オレンジの上に、ドンと伸びているのが、ネット系の婚活サービス、いわゆるマッチングアプリ等で出会った方の数です。どんどんどんどん増えております。ちょっと2021年、下がっているのは、もしかするとコロナ禍の影響だとは思いますが、そういうふうになっています。

このマッチングアプリを利用して、ぜひ出会っていただきたいということで、壱岐市の提案として、もう思い切ったやつはですね、婚活支援策の提案として、長崎県の婚活サポートセンターのマッチングアプリ登録料、2年間で1万円です。これを壱岐市が全額補助をして出会ってもらおうと。先ほど議員の中で、ちょっとご飯を食べながら、あっと思っただけなんですけども、極論でいうと、壱岐市にお住まいの、独身の男女の方全てを登録していただきたいなと思っております。なかなかそういうわけにもいかないの、先着20名ぐらいを設定して、2年間の登録料を壱岐市が見ますよと、皆さん登録してはどうですかというようなお勧めをしてはいかがかなというのが一つの提案です。なかなか普通に募集しても埋まらない場合は、各種団体から御推薦いただいて、こういういい若者がいるので、ぜひこういうのに登録してほしいなとかいうそういう希望を募りながら、積極的にマッチングアプリに登録していただきたいな、そこ

を壱岐市がちょっと後ろから押していただきたいなというのがあります。

マッチングアプリと結婚の率も、先ほども言いましたが、離婚される率も非常に低いということです。仕組み的には、やはりインターネットを使っただけのなんですが、中にはAIということで、人の相性ですね、相性をコンピューターで診断して、本当に相性のいい方と出会える仕組みにもなっているということも聞きますので、ぜひこのマッチングアプリの登録料2年間分を壱岐市が全額補助するのでいかがですかというのもどうかと思っております。

一人でも多く出会う場を設ける、そして結婚をしていただいて出産ができるような環境もつくっていく。今、壱岐市においては、産んでもらうため、産んだときの費用の支援だったり、育てる環境だったり、本当に手厚くやられています。その後、ほかに、もうちょっと幾つか手を差し伸べてあげることによって人口減少対策につながるのではないかなと思っておりますが、市長、すみません、何か提案ばかりですけど、これはいいんじゃないかなというものがあれば、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 赤木議員の御質問にお答えしますが、赤木議員、御存じのように、今、国も、もちろん私たちも、子育て、人口減少対策、本当に力を入れなければいけないと思っております。そのために数々の施策を一応計画しているのですが、今おっしゃるように、国は、実は子育て、子育てと言いますが、婚活については触れていないんですね。私はやっぱり結婚をなさった方が、もう一人産んでいただく、それも大事なんですけど、やはりその源泉は、やはり結婚だと思うんですね。ですから、一人でも多くの方が結婚してほしいと思っております。

今、赤木議員は、いろいろ御提案いただきました。まだ時間の都合で見せていただけていないものもあるようでございますので、そういったものも、ぜひ担当課のほうに御提案いただいて、今、私も一、二、なるほどということもございましたので、どれとは申しませんが、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。今後とも、この婚活、それから、いわゆる出生数の増に対しまして、ぜひお力添えを賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） これまた、先ほどご飯を食べながら、樋口議員とかも一緒にお話させていただいて、昔は青年団とかの活動があって、そういう場で、よく出会っていた。そういう場がだんだん少なくなってきた、コロナ禍でもあって、人と出会う場が少なくなってきた。このマッチングアプリ、出会う場にもなります。必ずしも、成婚、結婚につなげるわけでもなくていいと思うんですね。ただ、人が出会って、やはり出会うことによって何か明るい話題ができたり、楽しみができたり、そういうふうなことでもいいですので、とにかく登録をしていただ

いて、出会う場に皆さんが参加していただければなと思っております。

やはり、人がいなければ何も動かないし、壱岐の島も潤っていきません。出会う場があって、そこから、結婚できれば結婚をして、その中から出産ができれば出産をしていただいて、子どもが1人でも2人でも生まれることによって、この島がますます元気になることを、やはり私たちも願いますし、市長も願ってあると思いますので、なかなか無理には言えない時代ですので難しいところではありますが、私もそうですけど、ここにある議員の皆さんもそうですけど、結婚して本当によかったと思っていますし、素敵なパートナーにも出会いましたし、子育てもして、子どもから元気をもらうこともいっぱいあります。人と出会ったことによって、結婚をしたり出産をしたりしたわけなんですけども、まず出会う場を、いろんな皆さん、私たちも後押ししながら、皆さん、出会う場をぜひつくっていただいて出会ってほしいなと思っております。

いろんなことを言いたくて支離滅裂になったんですが、最後に、一般質問をしながら、いろんなことを考えながら、今回も提案ばかりをしてしまいました。しかしながら、私たち議員の仕事としては、壱岐市のためにどういうものかというのを一生懸命提案して、その中から一つでも、市長をはじめ、部長さんたちに理解していただいて、こういうのがいいな、試してみようかなと思うことを、私たちは議員の仕事として、どんどんいろんな提案をしていきます。その中でも、うまく行くこともあれば、うまく行かないこともあります。しかしながら、議員としては、やはり、いろんなアイデアを出して、壱岐市の発展のために力を尽くすことが仕事ではないかなと思って、今回も提案をさせていただきました。

今回は、ちょっと人口減少対策とか物価高騰対策、なかなか答えが出ないところではありますが、今後もしっかり議員として、いろんな提案をしていきますので、市長をはじめ部長さん方々にも理解してもらえるように提案をしていきますので、ぜひ採用していただきたいなと思っております。

物価高騰対策、まだまだ続きます。非常に生活を苦しめている問題です。どうにかして皆さんの生活が楽になるようにしていかなければいけないと思いますので、市長、令和5年度予算、補正予算をつけてもいいですので、市民の生活が少しでも楽になるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の一般質問を終わります。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を14時といたします。

午後1時49分休憩

午後 2 時 00 分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5 番、中原正博議員の登壇をお願いします。

〔中原 正博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（5 番 中原 正博君） 皆さん、こんにちは。本日最後の質問となります。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、大きく 2 点、質問をさせていただきます。

まず 1 点目、壱岐市防災訓練についてであります。

壱岐市地域防災計画は、国の災害対策基本法第 4 2 条に基づき、市及び関係機関、住民等がその全機能を発揮し、市内に関わる災害予防対策、救急対策、復旧・復興対策を実施することにより、土地の保全及び住民の生命・身体・財産を保護することを目的に、壱岐市防災会議により策定をされております。

これによりまして、台風、集中豪雨等の風水害、火災・震災等予期せぬ災害に備え、県・関係機関・住民が連携し、防災訓練を行うこととなっており、壱岐市防災訓練が、コロナ前までは隔年で行われ、県、市、消防本部、消防団、自衛隊、医療機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定公共団体、防災士、ボランティア、住民の皆さんに参加いただき、訓練が行われております。

これまでの訓練内容は、地震による家屋の倒壊、建物火災、津波避難誘導訓練、病傷者搬送、海上落下者救助等の訓練があったと思っております。この訓練は、消防・自衛隊・関係団体が連携し、的確、迅速な対応で住民の防災意識も高まり、意義ある訓練と思っております。

また、年に一度、県の原子力防災訓練も行われ、玄海原子力発電所の事故を想定し、近隣の県が連携して、島内外 30 キロ圏外への避難誘導、搬送の訓練、モニタリング訓練等、県の的確な指導の下、行われております。災害は、いつ、どこで発生するか分からず、被害を最小限にとどめるには、このような訓練は必要不可欠と思っております。

しかし、近年、世界で発生している有事では、特に、今の時代では考えられない、昨年起きたロシアによるウクライナ侵攻で、多くのウクライナ国民が被害に遭っており、1 年を過ぎても終息する状況にはなっておらず、欧米側がウクライナへ支援をし、中国がロシアに支援することとなれば、第三次世界大戦になる可能性もあるという報道もなされております。

我が国の近隣国でも、日本海に弾道ミサイルを何度も発射し、日本の EEZ 内にも落下しております。また、我が国の領土を脅かす国もあり、政府も防衛費増額の閣議決定をし、国会で今、議論されております。このようなことから、ウクライナで起きていることは人ごとではないと認

識をいたしております。

私は、昨年(2023年)の11月に、壱岐市防衛協会の研修旅行に参加をさせていただき、陸上自衛隊相浦駐屯地、竹松駐屯地へ視察をさせていただき、離島防衛における部隊の研修もさせていただき、離島防衛のために訓練されている部隊があるということ、そこで初めて知りました。離島が侵略されようというときに、我々一般市民にはどうすることもできず、自衛隊に守ってもらうことしかできず、離島防衛の第一線部隊の訓練を壱岐で行ってもらうことで、市民に対し、心強さと安心感が増すのではないかと研修に行っていると思っております。

このようなことから、こうした事態を想定した防災訓練を、今後は行っていくべきではないかと思っておりますが、市の考えをお聞かせ願いたいと思います。また、離島防衛の第一線部隊の訓練を壱岐で行っていただくことができるのかお尋ねをいたします。

○議長(豊坂 敏文君) 中原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

[総務部長(久間 博喜君) 登壇]

○総務部長(久間 博喜君) 5番、中原議員の御質問にお答えをいたします。

壱岐市防災訓練につきましては、今お話しされましたように、地震等の自然災害を想定した訓練を隔年で実施をしており、令和5年度には勝本地区において実施する予定でございます。

また、年に一度、長崎県原子力防災訓練にも参加し、30キロメートル圏外への避難誘導訓練を実施をしております。令和5年度には、現在、長崎県において日程の調整中でございます。

今回、中原議員の質問は、ロシアによるウクライナ侵攻や近隣国による弾道ミサイル発射等、日本の安全保障環境が非常に厳しい状況であることから、そういった事態を想定した訓練を実施してはどうか、離島防衛の第一線部隊である水陸機動団の訓練を壱岐で行っていただけないかとの御質問だと考えております。

中原議員、御承知のとおり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法では、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国・地方公共団体等の責務、避難、救助、武力攻撃災害への対処等の措置が規定をされております。

本市におきましては、平成18年度に、壱岐市国民保護計画及び国民保護避難実施マニュアルを策定しているところであります。

まず、基本的なことになりますが、防災と国民保護の違いについてでございますが、防災の事務及び対応の主体は、市でございますが、防災の事務及び対応の主体ではなく、国民保護ということになりますと、国主導によるものでございます。

具体的に申しますと、自然災害等の防災に係る取組については、対策本部の設置、避難情報の発出等、市町村が主体となるものでございますが、国民保護については、国の指定による対策本

部の設置、国による避難措置の指示、国による避難の指示、市町村による避難住民の誘導ということで明確に役割分担が定められております。

こういったことから、国民保護に係る訓練は、国、県において共同で実施されているところであり、県内では、昨年11月6日に島原市において、令和4年度長崎県国民保護共同訓練が開催をされております。

訓練の内容は、長崎県周辺海域において不審船が発見され、武装勢力潜伏の可能性が高いと見積もり、緊急対処事態に認定し、島原市民を陸路・海路・空路それぞれで、諫早市、大牟田市、熊本市へ避難させる訓練、すなわち他の地域へ避難させる域外避難訓練が実施をされております。

また、離島防衛の第一線部隊である水陸機動団の訓練といたしましては、昨年11月11日に、五島列島の南側にある無人島・津多羅島において、沖縄の尖閣諸島を念頭に、外国の武装集団が離島に上陸する事態を想定した特殊訓練が実施されております。

詳細な訓練内容は、公表をされておりませんが、NHKの報道によりますと、参加機関といたしましては、陸上自衛隊から上陸作戦を専門とする水陸機動団、海上保安署から沖縄本島に拠点を置くヘリコプター搭載型巡視艇「おきなわ」と、石垣島に拠点を置く大型巡視船「いけま」、警察からは2年前に発足した沖縄県警察本部の国境離島警備隊が参加をしております。これはかなり大規模な訓練だったと考えられます。

また、先月2月16日に長崎県庁において、県内全ての市町防災担当職員を参集し、弾道ミサイルを想定した市町村の初動対処図上訓練、情報収集、報告、各機関との連携等の訓練が実施されております。令和5年度には、五島市において弾道ミサイルを想定した住民避難訓練が実施をされる予定であります。

本市においては、令和11年度に域外への避難訓練、令和12年度にミサイル対処訓練を行う予定となっております。

以上のように、壱岐市防災訓練の想定につきましては、地震等の自然災害となりますので、離島が侵略されたときを想定した訓練などにつきましては、国民保護共同訓練の枠の中で、国及び県主導での共同開催になろうかと思っております。

国民保護においては、市の主たる役割は、先ほど申しましたが、避難住民の誘導でありますので、原子力防災訓練における広域避難同様、関係機関と連携を図りながら対応したいと考えております。

なお、離島防衛の部隊の訓練につきましては、自衛隊等関係機関と意見交換を図りながら、その実施が可能か、協議研究してまいりたいと思っております。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） ありがとうございます。そういう訓練が、ほかでももう行われているということは知りましたが、島原で行われた国民保護の共同訓練ということですが、壱岐市も国境離島であります。やはりそういう訓練はしないと、本当に何も無いことが一番いいわけですが、本当は、よそより早くしたいと思って言いましたら、よそは、もうしているということでしたが、国、県に、すぐ今年、来年とは無理とは思いますが、そういう訓練も今後は必要ではないかと思っております。

それと、先ほども言いましたが、相浦駐屯地では、離島防衛の第一線部隊、水陸機動団ということで、機動団の団長ともお話をさせていただきました。そしたら、機動団に壱岐出身の方もおられるということで、もし壱岐でするときは、いつでも言ってくださいということでおられましたので、先ほど言われましたように、自衛隊とも協議されて、私たちも行ったときに本当の訓練というのはあっておりませんでした。水陸両用車、そして大型ボートと、相当厳しい訓練をされているということでありました。

離島ということで、ボートをヘリコプターに乗せていって、それを海に落とし、1キロか2キロぐらい手前で落として、そして、それに乗り込んで、約1名だけ泳いでいって、敵がいないか確認してボートで行くということでありました。それで、やはり過酷な訓練もされているということでありました。やはりそういう自衛隊も訓練して国民を守るということも、市民の皆さんに見ていただければ、先ほど言いましたように心強いのではないかと思って質問をさせていただきました。

もし、国等、そういうのもありますが、できるとするならば、1年、2年後になるのでしょうか、訓練するとすれば。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 中原議員の再質問のほうにお答えいたします。

議員おっしゃるように、訓練等の誘致をして、市民にその危機意識等の高揚を図ることということをお大切に思っております。

ただ、先ほど説明しましたように、市の訓練とか計画の中での枠では、ちょっと厳しいというところで、国、県等の共同訓練の枠の中で、どういう計画が立てられるかということによって決まってくると思っております。

ですから、今決まっている部分については、先ほど申し上げた壱岐市の訓練が、今のところそこということ、1年後、2年後、その誘致ができるかということは、今この場では、ちょっと申し上げにくいところがございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） 分かりました。それと、竹松駐屯地のほうでは、高射特科群という部隊がありまして、それは迎撃ミサイルで飛行機とかミサイルを撃ち落とすという訓練であります。それは、日本のほうではなかなかできないということで、一昨年ですかね、アメリカのほうに20人ぐらい、その車両と20人行って訓練をして撃ち落としたということも聞きました。

それで、日本のこういった防衛力も強いわけですが、やはり訓練というものは、本当に先ほど言いますように、何も無いが一番いいんですが、何でも訓練をしておかないと、次、とっさにどうしたらいいということではできませんので、今後そういう方向で考えていただければと思っております。

以上です。

続きまして、2番目、令和5管理年度太平洋クロマグロWCPFCの漁獲枠についてお尋ねをいたします。

平成17年に我が国がWCPFC、これは中西部太平洋まぐろ類委員会ということですが、それに加え、平成27年より水産庁資源管理による第1管理期間として、クロマグロ小型魚30キロ未満の数量管理が始まり、平成30年第4管理期間により大型魚30キロ以上も対象とされ、太平洋地域の国で決まったこととはいえ、クロマグロ一本釣りの漁業者の方は、漁獲枠であまり捕れなくなったということで大変苦勞されていると思っております。

これまで資源管理の方法も少しずつ変わってきているようですが、来年度、令和5管理年度の日本、長崎県、壱岐市の漁獲枠が分かれば教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 5番、中原議員の令和5管理年度太平洋クロマグロWCPFC漁獲枠についての御質問にお答えをいたします。

令和5管理年度の、現在、国から示されている当初配分としては、小型魚の漁獲枠が国全体で3,565トン、長崎県への配分は728.9トンとなっており、長崎県への配分は、令和4管理年度と同数となっております。また、大型魚の漁獲枠は、国全体で6,244トン、長崎県への配分は173.3トンとなっており、長崎県への配分は、令和4管理年度と同数となっております。

今回、国から示された漁獲枠に加えて、今後、追加配分として、令和4管理年度漁期繰越分の配分や国留保枠の配分がなされる予定となっております。

壱岐海区への配分につきましては、現在、県で検討されており、お示しをすることはできませ

んが、県への配分が前年度同数であったことから、前年度並みになるのではないかと考えております。

ちなみに、令和4管理年度の壱岐海区の漁獲枠が、小型魚では当初配分が157トン、大型魚では当初配分が119トン、よって、参考までに昨年が276トンというふうになっております。

本市水産業において、クロマグロの漁獲は重要であると考えておりますので、これまで県知事要望で、クロマグロの漁獲枠の拡大を要望しておりますが、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） ありがとうございます。

令和4管理年度以降の配分の考え方ということで、今回は、2002年から4年、WC P F Cの基準年に対しまして、大型まき網が1,200トンの52.8%で、あと沿岸漁業が2,221.8トンと132%、そのときより増となっておりますが、これは、まき網の分を沿岸漁業に持ってきたということになるんですかね。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 中原議員の再質問にお答えをさせていただきます。

この全体の枠の配分については、ちょっとその部分については把握しておりませんが、このいわゆる沖合漁業は、国の大臣が配分をすると、そして、沿岸漁業の分については県のほうで配分されるわけございまして、一応、今まで令和3年の12月におけるWC P F Cにおいては、大型魚の漁獲枠を一律15%増加させることで最終合意をされているというふうに聞いております。

それから、そのときに小型魚については据置きとなったと。未利用分を翌年に繰り越せる上限を漁獲枠の5%から17%に拡大する特例を3年延長され、小型魚枠の10%を上限に、大型魚へ切り替え可能となったということで、その沿岸漁業の部分については、そのように把握をいたしているところでございます。

それで、令和5の管理年度は国際ルールの変更年ではないので、基本的には、令和4管理年度と同様の配分となるということで、お聞きをいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） 分かりました。少しは沿岸漁業にも増えているようですが、正直言いまして、これだけではマグロでは生活されるような状態ではないと思っております。

それと、一つ分かれば教えていただきたいんですが、このマグロの枠を融通することができるというようなことを書いてありますが、それは、もし壱岐で、もしすれば、沿岸漁業が今、全然釣れていないので、定置の方に融通をしたりとか、そういうとができるようになっているということですかね。

それと、もし融通して、もう今、融通したので枠が少なくなりました。そしたら国の留保分をそれに充てますよとか言うとも書いてありますが、そういうとを、ちょっとはっきり分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 中原議員の再質問にお答えをいたします。

融通制度のことをごさいますけども、県内の7海区がございまして、その中で、その漁獲枠に、やはり余りがあれば、それを県の中で寄せ集めるといふか、融通をして、そしてそれを、例えば漁期が3月末に迫るので、その前の1か月前ぐらいに、例えば2月中に一気に捕るオリンピック方式といったものがございまして。そういったものを利用して融通をしたり、それから国で追加配分もございまして、それが追加配分をされたりして、それで、その中で、それぞれの海区の中で、そしてまた、その海区の中の漁協さんの中で配分が決まりまして、その中で漁獲をしていくという状況になっているところでございまして。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） ということは、今、壱岐で、一本釣りは、あまり小さいマグロも大きいとも上がっていないようで、何か定置には郷ノ浦も箱崎漁協も上がっているということで、そこは何で一本釣り、釣れないのか分かりませんが。そういったときに融通して、もし今から4月とか5月に上がり出したときに、その分は国から融通してもらえということになるんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 今、もともと国の追加分というのは、それぞれの海区ごとに県に割り当てておられます。その中で対応されるわけですけども、先ほど申された定置辺りは、やはり定置を持っている漁協さんにおいては、そういった大型魚が入って、それで融通をされてでも、融通枠がついてでも、その、もう100%に近くなって、結局、定置に入ったら、やっぱり逃がすしかないといった状況が続いていると聞いております。

そういったところの配分については、その漁船漁業と、いわゆる定置漁業ですね、そういったところの配分については、それぞれの海区ごとで、県も通じて配分調整があっているかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） はい、分かりました。これは市のほうに言ってもあれなんです、本当に漁業というものは、特にマグロ類、海遊魚でありまして、そこに来た魚を捕るということで、それで定置にも入るし、一本釣りでも釣れるということではありますが、これは世界のあれであっておりますけど、本当に漁師さんにとっては本当に厳しい制度ではないかと思っております。これは今言っても仕方ないことではありますが。

今、スルメイカですね、スルメイカも、今年、まだあまり取れなくて、そして、ブリが最近少し上がり出して、丸々肥えたのが上がっておりますけど、何か海の中が少し変わってきたように思います。スルメイカは、昔だったら11月、12月から、大体2月、3月にはもう終わって、ケンサキに変わるということでした。ブリも大体12月から1月、2月ぐらいで終わるということでしたが、何か海の中もおかしくなっているように思います。

スルメイカは、去年は4月、5月に捕れまして、大体普通、4月、5月はスルメがどこも上がらないんですが、4月、5月に捕れております。それでまた今年も、スルメイカも今から捕れればいいと思っております。

それと、ケンサキイカも、昨年6、7、8で、今までここ近年にない大漁で値段もよくて、そのときはよかったと思っておりますけど、先ほどマグロと一緒に海遊するもので、いないときは全然釣れない。それで9、10、11、12はほとんど沖行っていないというイカ釣り漁船もございました。本当に漁業者の方も今厳しいと思っております。

それでいろいろ国も、セーフティーネットとかそういうとで漁業者の方も何とか食いつないでいっておられるのかなと思っておりますけど、今回、10円補助を延長ということと、また資材に対して補助をするということで、私も本当に漁業者の方に沖に行っていただくには、そういった沖に行けるような対策をつくっていただきたいと思っております、今回の市の資材の補助は、ちょっと少ないですけど、よかったのではないかと、少しでも漁業者のためになるのではないかと。国もそういう政策をつくっていただきたい。沖に行かんで金くれるような、そういう、ちょっと言ったら政策はおかしくないか。やはり沖に行けるような、沖に行って釣ってくれる。もう一つ言いたいのは、魚とかイカが大量に捕れて暴落したときに、最低価格、これ以上安くなったらそれを補填しますとか、そういうとも今後、もし国とそういう話ができるのであれば、そういった対策も取っていただきたいなと思っております。

本当に今、第一次産業、漁業、農業も一緒だと思いますけど厳しいと思います。やはり市長も言っておられましたように、第一次産業、壱岐の基幹産業ということで発展をさせたいということでもあります。本当に、これからですね、漁業が発展、農業も発展していくことを願っております。

す。

これからスルメイカも来て、ブリも捕れて、漁業、浜が活性化することを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔中原 正博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、中原正博議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日3月9日木曜日午前10時から開きます。

一般質問で4名の議員が登壇予定となっています。

壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては御視聴いただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時35分散会
